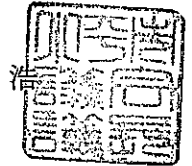




平議発第94号
令和7年9月26日

小平市長
小林洋子 殿

小平市議会議長 蛇川



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和7年10月10日までをお願いいたします。

令和7年9月26日

小平市議会議長 虻川浩殿

会派名 まちづくり市民こだいら

会派代表者名 水口かずえ

質問者名 水口かずえ

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問の理由及び趣旨

天神町に建設が予定されているデータセンターは、昨年9月、10月に事業主による説明会が開催され、昨年12月に土地利用構想に係る調整会が開催されて以降、今年9月に着工の予定でしたが、遅れています。この状況下で、周辺住民は十分な情報を得られず、不安を感じているため、以下、質問します。

2 質問項目

(1) 日野市や昭島市、印西市でも、住宅地に近い場所にデータセンターを建設する計画に対し、周辺住民から生活環境の破壊を懸念する反対運動が起きています。天神町に計画されているデータセンターも、戸建住宅に隣接した住宅密集地に建設される予定ですが、市は、建設後も住民の安心・安全な暮らしが保たれると考えていますか。

(2) 事業主が昨年9月、10月に開催した1回目の住民説明会では、今年5月に2回目の説明会を開催し、9月着工の予定となっていました。2回目の説明会はいまだ開催されていません。説明会やその後の予定が延期された理由について、事業主から市にどのような説明がありましたか。

(3) 昨年12月の土地利用構想に係る調整会開催後、今年9月までの間に事業主と小平市の間ではどのような協議が行われていますか。

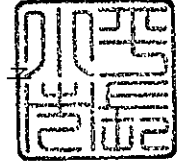
(4) 1回目の住民説明会では「構想段階での説明」として、建築物や設備などの詳細が明らかにされませんでした。今後の計画の詳細を市は把握していますか。把握していることがあれば可能な範囲でお教えください。



平都都収第60号
令和7年10月10日

小平市議会議長 虻川 浩 殿

小平市長 小林 洋



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による水口かずえ議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 データセンター建設後の住民の安心・安全な暮らしの確保につきましては、建設に当たり事業主が各種法令を遵守した上で施工されるものと認識しております。しかしながら、建設予定地とその周囲の住宅地の用途地域が準工業地域であることから、市といたしましては、小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、データセンターの建築計画に対しまして、周辺環境との調和に配慮することや、建築後の環境変化について十分な説明を行い、周辺住民の不安解消に努め、理解が得られるよう丁寧な対応に努めることを、土地利用構想に係る市長の助言として本年2月に事業主に交付し、合わせて指導しております。
- 2 説明会やその後の予定が延期された理由につきましては、事業主からは、物価高騰や人材不足の社会的背景から、施工業者の選定に時間を要しているためと伺っております。
また、周辺住民から多くの意見があった、工事中の騒音、振動及び通学路の交通安全等について、より丁寧な説明をするため、施工業者を確定させた後に周辺住民の皆様を対象とした説明会を開催し、周辺住民の意見を把握した上で、小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく手続を進めていく予定であると伺っております。
- 3 土地利用構想に係る調整会開催後の事業主との協議につきましては、第1点目のとおり、事業主に土地利用構想に係る市長の助言を交付しております。
市といたしましては、交付した助言に対する事業主の見解を確認した上で協議を進めてまいります。第2点目のとおり、計画の進捗が遅れていることなどから、事業主からの見解が未だ提出されていないため協議は行っておりません。
なお、本年9月26日に、土地利用構想変更届が市に提出され、事業主からは、土地利用目的や土地利用構想図は変わらないものの、事業主と設計者を変更する旨の報告を受けております。市や周辺住民とのこれまでの経過については、変更後の事業主と設計者に全て承継すると、変更前の事業主から伺っております。
市といたしましては、小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、届出を行った変更前の事業主に対して、事業主等の変更について周辺住民の皆様説明会を開催し、承継内容等を丁寧に説明するなど、周辺住民の不安解消に努めるよう、求めてまいり

ます。

- 4 今後の計画の詳細につきましては、第3点目のとおり、市長の助言に対して、変更前、変更後のいずれの事業主からも見解が提出されていないことから、新たに把握している情報はございません。